

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………(住宅政策本部民間住宅部不動産課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 一般国道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

●東京都告示第百二十三号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき道玄坂二丁目南地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準

用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

- 令和五年二月十四日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 組合の名称
道玄坂二丁目南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和四年一月十九日から令和十年一月三十一日まで
- 三 施行地区
渋谷区道玄坂二丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
渋谷区道玄坂二丁目十番七号
令和四年一月十九日
- 五 変更の内容
事務所の所在地を渋谷区円山町二十番一号に変更する。
- 六 定款の変更の認可の年月日
令和五年二月十四日

東京都告示第百二十四号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和五年二月十四日
東京都知事 小池 百合子

一 商号
社 HOMELAND REALTY株式会社

二 代表者氏名
代表取締役 白山 勇二

三 主たる事務所の所在地
中央区勝どき二丁目九番十六号一〇七号

四 免許証番号
東京都知事(2)第九七五七一号

五 免許年月日
令和二年三月十三日

一 商号
株式会社 EXCELLENT HOLDINGS LIMITED

二 代表者氏名
代表取締役 関 学

三 主たる事務所の所在地
中央区日本橋本石町四丁目二番二号USビル三〇二

四 免許証番号
東京都知事(1)第一〇四一八三号

五 免許年月日
令和元年十一月二十二日

東京都告示第百二十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第八百八十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

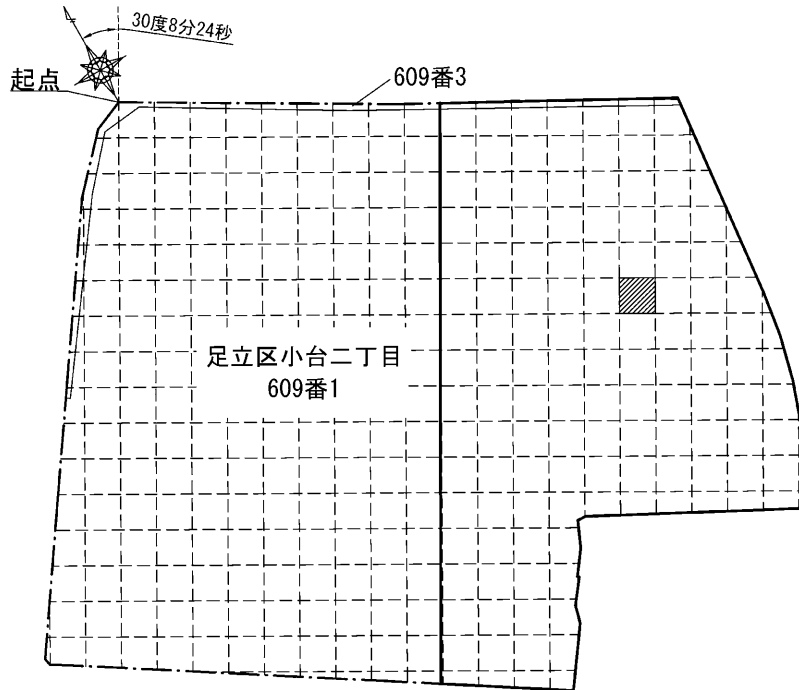
令和五年二月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域
別図のとおり(足立区小台二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - .- 敷地境界
 - 調査対象地
 - ▨ 指定を解除する区域

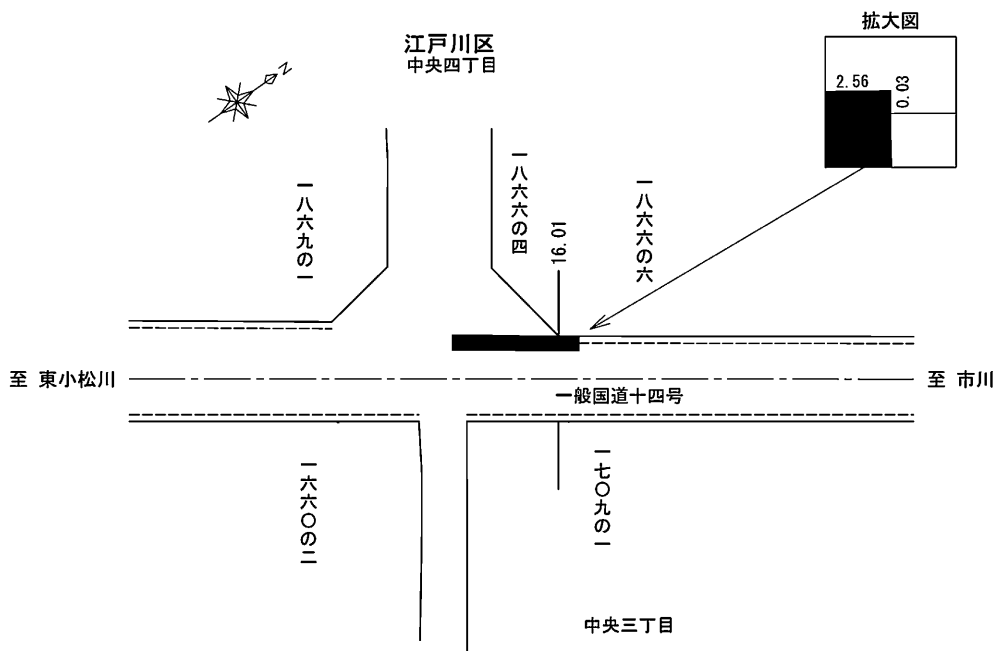
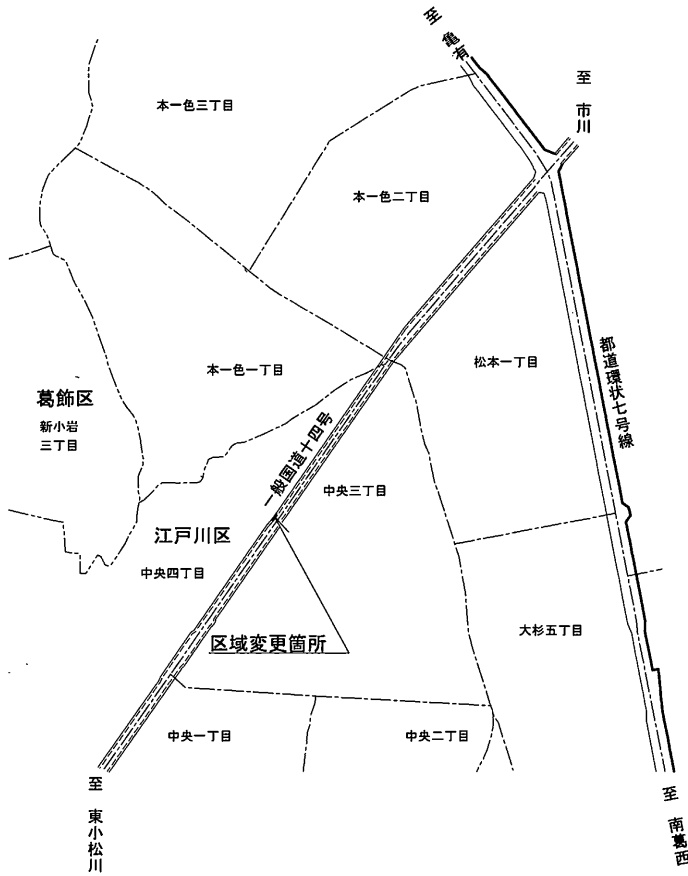
【起点】
 起点は、足立区小台二丁目609番3の最北端とする。

【格子の回転角度（30度8分24秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

一般国道十四号区域変更略図
江戸川区中央四丁目地内

一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長
 面積
 一五・九メートル
 二九・七二平方メートル



●東京都告示第百二十六号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月十四日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年二月十四日
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 十四号
- 二 変更の区間 江戸川区中央四丁目千八百六十六番四地
先から同所同番六地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により道玄坂二丁目南地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

新大冢特定目的会社 代表取締役 八木 浩史

二 住所

渋谷区円山町二十番一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名

あきる野市入野字小倉七十一番一及び七十二番一

あきる野市館谷二百二十二番地九

小平市上水南町三丁目五百八

杉並区阿佐谷南三丁目三十

十番二、同番二十六及び同番 五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年二月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 小岩ステーションセンター
- 二 店舗所在地 江戸川区南小岩七丁目二十四番十五号
- 三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の設置者の 出口 秀巳
- 六 変更後の設置者の 根本 英紀

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ホットランドほか八十七名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ホットランドほか二十六名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 山和食品株式会社ほか十四名

十 変更前の小売業者の住所 埼玉県川口市元郷三丁目十九番四号（山和食品株式会社）ほか

十一 変更後の小売業者の住所 新宿区西新宿三丁目二十番二号（山和食品株式会社）ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名 馬場 祥宏（山和食品株式会社）ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 中嶋 正巳（山和食品株式会社）ほか

十四 変更日 令和四年九月二十九日ほか

十五 届出日 令和五年一月五日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十七 縦覧期間 令和五年二月十四日から同年六月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年二月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 テルミナ2

二 店舗所在地 墨田区錦糸一丁目二番四十七号

三 設置者名 株式会社錦糸町ステーションビル

四 設置者住所 墨田区江東橋三丁目十四番五号

五 変更前の開店時刻 午前七時ほか

六 変更後の開店時刻 午前七時ほか

七 変更前の閉店時刻 午後十一時ほか

八 変更後の閉店時刻 午後十一時ほか

九 変更日 令和五年一月二十七日

十 届出日 令和五年一月二十四日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 令和五年二月十四日から同年六月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

